

（厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正）

第十一條 厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
一四 の注 次 イ・ロ ハ 成 者 を一 を一 ハ 成 者 を一 平成 一日 額 の算 労働 第1 第1 児特 において、 予定 のと 十五 二 ニ へ （略） 十五 二 ニ へ （略） 十五 二 ニ へ （略）	一四 の注 次のイ イ・ロ （略） ハ 福 成 者 を一 を一 ハ 成 者 を一 平成 一日 額 の算 労働 第1 第1 児特 において、 予定 のと 十五 二 ニ へ （略） 十五 二 ニ へ （略） 十五 二 ニ へ （略）	一四 の注 次のイ イ・ロ （略） ハ 福 成 者 を一 を一 ハ 成 者 を一 平成 一日 額 の算 労働 第1 第1 児特 において、 予定 のと 十五 二 ニ へ （略） 十五 二 ニ へ （略） 十五 二 ニ へ （略）
一四 の注 次のイ イ・ロ （略） ハ 福 成 者 を一 を一 ハ 成 者 を一 平成 一日 額 の算 労働 第1 第1 児特 において、 予定 のと 十五 二 ニ へ （略） 十五 二 ニ へ （略） 十五 二 ニ へ （略）	一四 の注 次のイ イ・ロ （略） ハ 福 成 者 を一 を一 ハ 成 者 を一 平成 一日 額 の算 労働 第1 第1 児特 において、 予定 のと 十五 二 ニ へ （略） 十五 二 ニ へ （略） 十五 二 ニ へ （略）	一四 の注 次のイ イ・ロ （略） ハ 福 成 者 を一 を一 ハ 成 者 を一 平成 一日 額 の算 労働 第1 第1 児特 において、 予定 のと 十五 二 ニ へ （略） 十五 二 ニ へ （略） 十五 二 ニ へ （略）